

第 2 2 期文化審議会著作権分科会法制度小委員会  
(第 3 回) ヒアリング資料一式

資料 2 - 1	一般社団法人 日本新聞協会	御発表資料	1
資料 2 - 2	一般社団法人 学術著作権協会	御発表資料	4
資料 2 - 3	一般社団法人 日本書籍出版協会 ・ 一般社団法人 日本雑誌協会	御発表資料	7
資料 2 - 4	協同組合 日本脚本家連盟	御発表資料	11
資料 2 - 5	協同組合 日本シナリオ作家協会	御発表資料	14
資料 2 - 6	一般社団法人 日本写真著作権協会	御発表資料	18
資料 2 - 7	一般社団法人 日本ネットクリエイター協会	御発表資料	22

## 第 22 期法制度小委員会における審議事項への意見

団体名： 日本新聞協会 新聞著作権小委員会

## 1. 研究目的に係る権利制限規定の検討について

- ・「研究目的に係る権利制限規定」については、かねて指摘されている通り、著作物の利用行為としての「研究」がそもそも曖昧で、何をもって「研究」とするのかその範囲の線引きは困難だ。法改正するのであれば、「研究」や「研究の主体」とは何か、について法律や政令で定義を明確にし、解釈を誤らないようにすべきだ。今のままでは、「研究」の名のもとに、実態として、著作物がほぼ自由利用されてしまう懸念はぬぐえず、極めて慎重な検討が必要と考える。
- ・「研究の主体」については、明確な定義が容易でない。大学の教員や研究機関の研究者など学術・研究をなりわいとする者に限定できるのか、リカレント教育の普及等で仕事をもちながら専門知識を学ぶ者、広く在野の研究者なども加えるとなると、「研究者」は際限なく広がってしまう。
- ・令和 3 年度文化庁委託事業「研究目的に係る著作物の 利用に関する調査研究」報告書でも明らかなように、著作権法 32 条（引用）や 38 条（非営利の上映等）で解決し得る問題であっても、理解が足りていなかったり、許諾を得る努力が十分でなかったりする実態が明らかになっている。現在の権利制限規定への理解と、簡便な許諾窓口の周知・整備など、できることから取り組みたい。「図書館関係の権利制限規定見直しの運用状況フォロー」と「簡素で一元的な権利処理方策と対価還元に係る新しい権利処理方策」による対応を優先させることは現実的であり、妥当と考える。

## 2. 立法・行政のデジタル化に対応した内部資料の公衆送信等について

- ・法改正の前提として、「内部資料」の正しい理解・解釈が必要と考える。ある官庁での無断クリッピング（570人、6万記事余）が2020年に発覚、91媒体に謝罪し、使用料を支払う事態が起きた。原因は自ら認めているように、「著作権に対する認識不足」だった。このような認識の下で公衆送信が解禁されれば、クリッピング契約を行わずに、内部資料の限度を超えて利用されてしまうことが容易に推測できる。
- ・「内部資料」の解釈については、各種の解説書には正しく詳しく記載されている。例えば加戸守行氏の「著作権法逐条講義」（七訂新版）によれば、「単に官公職員の執務参考資料として複製することは認められず、その著作物を複製しなければ立法又は行政の目的を十全に達成できないような場合であることを要します」と、適用範囲を限定している。法改正するならば、法律や政令で解釈を誤らないような記述を加えるべきだ。「ライセンス市場等の既存ビジネスを阻害しないようにすることに留意」という著作権課からの論点提起は当然のことと考える。
- ・参考データとして、新聞記事クリッピングの現状を報告する。

その日の朝の新聞記事を切り抜いて、コピー配布あるいはデジタル送信・閲覧等の方法で、継続的・反復的に組織内共有する行為を「クリッピング」と呼ぶ。頻度としては、「一媒体の記事を、同一組織または同一部署の中で、概ね月5記事以上利用する場合は、クリッピングに相当する」を基準としている。新聞を必要部数購入するのが本来の姿だが、スピーディに組織内共有したいというニーズも理解でき、「許諾による複製・共有」であるクリッピングも適法に利用いただいている。全国紙など6紙を例にとってみると、ほとんどの中央省庁と多くの自治体は、クリッピング契約を結んでいる。利用記事数と共有人数により、各社独自の料金表で対価を決めている。ある新聞社の例では、月間100記事を100人でデジタル共有する場合、月額数万円レベルの料金となるが、多記事、多人数になるほど割安な料金設定となる例が多い。具体的な作業は、組織内の広報担当者が行う例や、外部の業者から納品を受ける例が見られる。クリッピング契約により、組織内の公衆送信ニーズはほぼ満たされているのではないと思われる。

なお、中央省庁の中には、新聞社に無断で、外部業者から記事を公衆送信させたり、複製物を納品させたりしていた事例があった。改めて利用許諾契約を締結したり、過去分の無断使用料を支払ったりして解決に至っている。

### 3. 損害賠償額の算定方法の見直しについて

(i) 侵害者が得た利益のうち、著作権者等の販売等の能力を超えるとして賠償が否定される部分について、侵害者にライセンスしたとみなして、ライセンス料相当額の損害賠償を請求できることとする。

(ii) ライセンス料相当額による損害賠償額の算定に当たり、著作権侵害があったことを前提として交渉した場合に決まるであろう額を考慮できる旨を明記する。

- ・上記2点について賛成する。(ii)については、これまでの権利侵害事案で通常のライセンス料相当額を用いて交渉してきたのと比較して、より高額・妥当な解決金額が望めるのではないか。また、その旨を事前に広く告知するなどの対応をとることにより、侵害を抑止する効果も期待できる。

### 4. 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元の制度化イメージについて

#### 4-1 制度化イメージについて

- ・「簡素で一元的な権利処理」を進めるのは、「新たな利用を創出し、クリエイターへの対価還元機会を拡大する」ことが目的の一つだ。制度設計の議論が「迅速な権利処理」に過度に偏り、「権利者への適切な対価還元」方策がないがしろにされないよう求める。窓口組織の設計、権利者が判明している場合の意思表示機会の提供といった課題を、今後の議論の過程で丁寧に具体化し、解決していくことが求められる。
- ・分野横断権利情報DBについては、権利者の各分野が持つ「権利者データベース」の検索画面を結合または連携させるようなイメージを持っており、権利者探索のために有

効であると思われるが、「検索結果によるタイトル表示」が有償サービスとなっている既存のデータベースの例があることから、現行サービスの実情を踏まえ、既存ビジネスを阻害することのない仕組みを構築していただきたい。新聞各社の横断的権利情報データベースとしては、すでに「日経テレコン」や「ジー・サーチ」などのサービスが存在する。

#### 4-2 各論点の整理について

- ・対象となる利用行為としては「過去の放送番組や舞台公演などのデジタルアーカイブ・配信」「過去に出版された書籍・雑誌や当該書籍・雑誌に掲載された挿絵、写真などの利用」などが想定される。新しい権利処理に移行する要件の一つ「著作権者の意思表示がない場合」の判断基準をどう定めるか、「窓口組織」が使用料相当額を受け取ったとしても、利用開始後に所在不明だった権利者が現れ、「利用は認めない」と意思表示した場合、これを退けるのか、など制度化では多くの問題を克服しなければならない。
- ・権利者が名乗り出なかった場合、受け取った使用料相当額を著作権者や利用者に資する著作権の関連事業に活用する案については、授業目的公衆送信補償金制度の共通目的事業の例もあり、妥当なものとする。
- ・使用料相当額の決め方の案として「個別具体の案件に応じた詳細な算定ではなく、外形的かつ簡易な算定とする」と提示されている。しかし、現行の利用料金設定は複製・書籍・Webなどの利用形態によって細かく分かれている場合が多く、「簡易な算定」にも限度があろうと考える。

#### 4-3 著作物の分野に応じた意思表示等の取組について、事例があれば参考として教えてください。

- ・新聞社各社のニュースサイトでは、「無断で複製、公衆送信、翻案、配布等の利用をすることはできません」などと記載して、無断複製の防止に努めているほか、記事・写真の2次利用を希望する場合の連絡先を記載している。

## 第 22 期法制度小委員会における審議事項への意見

団体名： 一般社団法人学術著作権協会

※3 ページ程度で記入をお願いいたします。回答欄中にある例は回答時に削除ください。

※別途発表で使用する資料を御提出していただいてもかまいませんが、本資料も御提出ください。

## 1. 研究目的に係る権利制限規定の検討について

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

【回答】 対応 (案) に賛成。

研究目的の著作物利用は、現行著作権法においても、私的使用のための複製 (著作権法第 30 条)、図書館等における複製等 (法第 31 条)、引用 (法第 32 条)、営利を目的としない上演 (法第 38 条)、等の権利制限規定の援用が可能な利用も多いと考えられる。そのため、FAQ やガイドラインを充実させる等の啓発活動により、研究者の著作権知識の底上げをはかり研究者自身が判断できる環境づくりをすることも必要と考える。

文化庁委託事業「研究目的に係る著作物の利用に関する調査研究報告書 (令和 4 年 3 月)」にも報告されているように研究者のニーズを分析し、どのような利用が既権利制限規定の枠外にあり優先順位が高いのか、権利者の権利を不当に侵害しないのかを慎重に見極めたうえで「図書館関係の権利制限規定の見直し」による絶版等資料や図書館資料等の公衆送信、現在検討を進めている「簡素で一元的な権利処理方策と対価還元に係る新しい権利処理方策」に依っても対応しきれない利用態様等には、必要に応じて検討を行うこととするのが良いと考える。

## 2. 立法・行政のデジタル化に対応した内部資料の公衆送信等について

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

【回答】 対応 (案) について、市場への影響を精査した上で慎重な検討を行う必要がある。

立法・行政にかかる内部資料の公衆送信に関しては、既存のライセンスや電子ジャーナル等の市場への影響のみならず将来の市場への影響も想定されるため、当該影響を精査の上でビジネスを阻害しない方策および条文の解釈について検討を進める必要があると考える。

## 3. 損害賠償額の算定方法の見直しについて

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

【回答】 対応 (案) に成

「漫画村」やファスト映画等の海賊版による侵害は従来考えられる侵害額を遥かに上回り、深刻化の一途をたどっている。侵害者は著作権者の販売等の能力を優に超える利益を得ることが往々にしてあるため、ライセンス料相当額の損害賠償請求を可能とする対応に賛同し、いわゆる侵害による「逃げ得」を抑止することにも有益に機能することを期待する。

#### 4. 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元の制度化イメージについて

4-1 制度化イメージについて(意見無しの場合こちらにチェック(☑)を記入 → \_\_\_\_\_)

【回答】 制度化イメージに賛成する。

分野横断権利情報 DB の構築については、分野毎に権利者が管理する情報が異なりユーザーが求める情報や要件が異なることを考えると、DB というよりは横断的な検索サービスを構築する方が実現可能性が高いと考える。「中間まとめ」にはジャパンサーチとの連携の可能性にも言及されており、更に広範な DB の構築を期待する。

UGC など DB 化がなされていないなかったり、集中管理されていないような著作物を利用するケースにおいて、一元的な窓口による探索においても権利者が不明であり、著作権者の所在や意志を把握することが困難な場合には、一元的窓口を活用した新しい権利処理の仕組みを活用しコンテンツ利用希望者が負荷を感じることのない環境の実現が望ましいと考える。

「拡大集中許諾制度」については、集中管理の進んでいない我が国における導入は現実的に困難であると思われるが、具体的にどのような利用についてニーズがあるかといった点の調査や諸外国における調査等を継続し検証する必要があると考える。

4-2 各論点の整理について(意見無しの場合こちらにチェック(☑)を記入 → \_\_\_\_\_)

【回答】

各論点の整理について、特段の異論はないが、権利制限や裁定制度とは異なる新たな仕組みであり、具体的にどのような利用についてニーズがあるかといった点を十分に調査した上で、権利者の利益を不当に害することのないよう慎重な検討が望まれる。一方、この制度の実現により、今まで権利処理に関するコストがネックとなり利用されなかった多くのコンテンツが利用に供され、「コンテンツ創作の好循環」へと繋がるであろうことが予想される。

そのためには制度の普及啓発活動も欠かせない観点の一つではないかと考える。例えば、2020年4月に施行された「授業目的公衆送信補償金制度」は教育関係者への理解は進んだが、個々の権利者への理解が進んだとは言い難い現状がある。コンテンツの利用者のみならず権利者へ新しい仕組みについての浸透が図られることにより、権利者自身の意思表示を簡便に管理する方策の一つでもある集中管理が進むことをも期待するものである。

4-3 著作物の分野に応じた意思表示等の取組について、事例があれば参考として教えてください。

**【回答】**

- ・セミナーや著作権相談等においてクリエイティブ・コモンズや著作権規程の雛形等を紹介する等による普及啓発を行っている。
- ・当協会と管理委託契約のない権利者へ海外の管理事業者から送金された著作権使用料等を預かった場合、それらの権利者名を HP へ公示するとともに探索やコンタクト業務を実施している。

## 第 22 期法制度小委員会における審議事項への意見

団体名： 日本書籍出版協会・日本雑誌協会

※3 ページ程度で記入をお願いいたします。回答欄中にある例は回答時に削除ください。

※別途発表で使用する資料を御提出していただいてもかまいませんが、本資料も御提出ください。

## 1. 研究目的に係る権利制限規定の検討について

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

## 【回答】

研究目的で利用される著作物の多くは、学術・専門書出版物として利用者に提供されているが、学術・専門書出版社は特に我が国においては小規模事業者も多く、現行の権利制限規定を超える権利制限規定の導入は、出版事業の存続に致命的な影響を与える恐れは否定できない。そのような状況では、学術・専門書の発行が困難になり、ひいては日本の学術基盤の衰退につながりかねない。

現在の 30 条（私的使用）、31 条（令和 3 年改正分を含む。図書館における著作物の提供）、32 条（引用）等の権利制限規定によって、国際的な著作権条約で許されている範囲内での研究目的の著作物利用のニーズは十分に満たすことが可能であり、それに加えて包括的な権利制限規定を導入する必要がない。

特に医学・理工学系の高度学術専門研究において利用の対象となるのは学術専門文献・専門書等であり、それらの出版物は他の幅広い読者層を対象として発行されているものと異なり、特定かつ当該の学術専門分野の研究者のみを対象として発行されているものが殆どである。それらの著作物が研究目的において権利制限となることは、他の目的において利用されることがないので、ほとんど市場を失うことになり、こういった研究に欠かせない出版物の発行はほぼ不可能となってしまう。従って、このような著作物を研究目的において権利制限とすることは不適切であるばかりでなく、条約違反にもなり得るものではないか。

## 2. 立法・行政のデジタル化に対応した内部資料の公衆送信等について

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

## 【回答】

現在 42 条で可能になっている範囲に限定して立法・行政目的の内部資料をデジタル化し、さらにそれを立法・行政に必要な内部資料として利用できるようにすることは理解できる。

しかし、その利用はあくまでも「内部資料」の範囲に限定されるべきである。



不特定・特定を問わず多数の国民あるいは地方自治体の住民に提供するような利用は許されないと解すべきであり、一般的な意味での「公衆送信」全般について権利制限を行うような立法は認められない。

### 3. 損害賠償額の算定方法の見直しについて

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

#### 【回答】

提案されている方向での見直しについては、他の知財法との整合性からも、反対するものではない。しかし、海賊版サイトによる被害への実効的救済方法という観点からは不十分である。

島並委員からの指摘にもあったように、課題として掲げられた海賊版被害に対する対応としては、特許法とは異なる侵害抑止の要請もある。加えて、①そもそも海賊版サイトにおける侵害数の特定が困難であること、②114条1項がストリーミングサイトを前提としていないことなど、現行の114条各項の内容が、海賊版被害に対する実効的救済という観点から立法が追い付いていない点もある。こうした海賊版被害に対する実効的救済について、積極的な検討を求める。

また、海賊版被害の特徴は、数多くの著作物が同時に被害にあうところにあり、個別の著作物ごとに損害賠償規定を適用するという方法では、被害回復を実現することは難しいと考える。もちろん、この問題は著作権法の規定のみで解決するものではなく、訴訟法を含めた損害賠償制度の中で検討することが必要とされるものであるが、このようなアプローチについても今後の検討課題としていくことを望む。

### 4. 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元の制度化イメージについて

4-1 制度化イメージについて(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

#### 【回答】

出版社には、利用者としての立場とともに、著作権者もしくは出版権その他の法的または経済的な利害関係者としての立場がある。以下主に後者の立場に立ち意見を述べる。

著作物の利用に関して相談を受け、探索を行う窓口組織の運営主体はどこになるのか。その窓口組織が独立して経済的に運営できるかどうか疑問(特に相談、探索の段階までで終わってしまう場合)。使用料相当額の利用料は、実際に何らかの著作物を利用する場合にはじめて発生するものであると考えるべきだが、その利用料は本来当該著作物の著作権者に帰すべきものであり、それを相談、探索のみの費用に振り向けることは適

切ではない。

著作権の使用料相当額は少額であることが多い。特定図書館等からの公衆送信の補償金制度に関し、出版社団体は著作権者団体と共同して指定管理団体を設立し、制度運営に向けての作業を行っているが、利用一件あたりの補償金額は少額であることが想定されており、持続的な管理団体運営に大きな課題が残っている。

仮にそのような組織が設立されたとした場合、それは国の十分な予算措置を前提として運営されるべきであり、民間団体による設立・運営を期待すべきではない。

なお、窓口組織はデータベースを活用して権利の探索等を行うとされているが、音楽の分野を除いて網羅的なデータベースは存在していない。出版分野においてもデータベースの整備は進んできているものの、出版物の流通を目的としたデータベースであり、本制度にあわせたデータベース整備を出版社の負担によって進めていくことは現実的ではない。

#### 4-2 各論点の整理について（意見無しの場合こちらにチェック（）を記入 → \_\_\_\_\_）

##### 【回答】

まず、基本的な考え方として、著作物の利用方法は多様であり、また個別の具体的な利用方法が明らかになっていないと権利者としては許諾できるか否かが判断できない場合も少なくない。特に翻案権の処理が必要になってくる場合においては、著作者人格権にも関わる問題といえる。

権利処理コストを低減させることについては反対するものではないが、権利処理コストの低減の要請がすなわち権利処理自体の必要性を否定するものであってはならないと考える。

具体的な利用方法について確認することなく、著作物の利用の可否を示すということは少なくとも出版物（電子書籍または出版社のウェブサービスを含む）に掲載された著作物に関しては、非現実的である。したがって、「意思表示」とは、利用許諾に係る連絡先や権利の所在が示されていることで必要十分であると考えられる。出版物では、奥付表示等によって著作者名、出版社名等を明記している。これは利用に際しての問い合わせ窓口を示しているものであり、したがって、書籍に掲載されている著作物については、仮に何らかの簡素化された利用手続きが導入されたとしても「意思表示がない」と扱われるべきではない。

また、著作権者が判明していながら、問い合わせに対して回答がないという場合にも簡便な利用手続きを認めることが、商業的に流通している著作物を含めて適用されると

したら、まったく賛成できない。

問合せに対する回答がない、という判断がどのように行われるのか、また回答がないとみなされる期間がどう設定されるのかわからないが、その認定基準によっては、回答がない場合は意思表示がないとして暫定的な利用を認めることが、権利者や出版社に過度の負担を強いるものであり、安易に認められるものではない。

海外の著作権者に対して問い合わせを行った場合に、回答がないからといって、たとえ暫定的であったとしても明示的な許諾なしに利用を認めることは、国際的な紛争を惹起する危険性が非常に高い。海外の著作権者からのクレームに対処することを想定しているのか？

暫定利用としつつも、著作権者からの意思表示があったとしても一定期間の利用の継続を認めるということについては、著作権者が著作物の利用を認めるか否かについては経済的な理由のみならず、利用の態様であったり、過去に執筆した著作物が現在の思想信条に合致しなくなった場合であったり、著作物の内容に誤りを発見したりといった様々な場合が想定できる。このような場合には、著作権者等による意思表示が最大限優先されるべきである。

暫定利用と本利用という区分けは、本制度側の事情であり、利用されることに違いはない以上、著作権者等の意思表示をより重視する制度設計が必要である。

オプトアウトについては、少なくとも著作権者単位でのオプトアウトを認めるべきである。

ただし、著作物の中には複数の権利者が関与するケースも少なくなく、著作権者単位での管理にも限界がある。仮に窓口組織においてデータベースの整備が進められるとしたら、個々の著作物についてのオプトアウトの状況をそのデータベースで管理していくことが適当ではないか。データベースの構築、管理については上記のとおり、出版社において負担していくことは困難である。

翻案に関しては、著作者の意向が深くかかわるので、原則的には本制度の対象とすべきではないと考える。

4-3 著作物の分野に応じた意思表示等の取組について、事例があれば参考として教えてください。

**【回答】**

特になし。

## 第 22 期法制度小委員会における審議事項への意見

## 団体名：協同組合日本脚本家連盟

※3 ページ程度で記入をお願いいたします。回答欄中にある例は回答時に削除ください。

※別途発表で使用する資料を御提出していただいてもかまいませんが、本資料も御提出ください。

## 1. 研究目的に係る権利制限規定の検討について

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

## 【回答】

「簡素で一元的権利処理方策と対価還元に係る新しい権利処理方策」は、検討段階であり、「による対応を行い」ではなく、「により対応できる可能性があり、それらによっても解決されない…」とするのが適当ではないかと思えます。

## 2. 立法・行政のデジタル化に対応した内部資料の公衆送信等について

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

## 【回答】

① 立法・行政のデジタル化に対応した内部資料の公衆送信等について  
対応 (案) に異論ありません。

② その他、DX時代に対応した著作権制度・政策の見直しについて

本事項は知的財産推進計画 2022にあるように、メタバース、NFT等を含む今後の重要な課題であり、「立法・行政のデジタル化に対応した内部資料の公衆送信等」という項目名とは関連性がなく、別建てとすべき事項と考えます。

また、対応案はさらなる制限規定新設を想起させ、特に著作者人格権の検討へと踏み込んでいることに著作者として危惧を覚えます。

## 3. 損害賠償額の算定方法の見直しについて

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

## 【回答】

対応 (案) に賛成いたします。

#### 4. 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元の制度化イメージについて

4-1 制度化イメージについて(意見無しの場合こちらにチェック(☑)を記入 → \_\_\_\_\_)

##### 【回答】

制度化を、拡大集中許諾制度の創設によって行うのか、裁定制度の変更によって行うのかにかかわらず、制度化イメージでは民間による窓口組織を想定しており、そこで求められているのは、著作物等の分野を問わず、オーファンワークスも取り扱う、今までにない機能を持った著作権等管理事業者のような組織だと思われま

す。そのためには、さまざまな著作物・実演・レコード・放送及び有線放送に関し、それらの権利者情報の所在及び利用許諾の実態(利用態様及び利用態様に応じた使用料の算定等)に一定の知見を有し、個別の相談や申請に対して適切な対応ができる人材を確保し、且つそれら进行处理する設備等を備えていなければなりません。

これらの要件を満たす組織を作ることは容易ではなく、また、DBや徴収・分配システムの構築をはじめ、その維持・運営には相当なコストがかかります。権利処理コストの圧縮が求められるなかで、窓口組織をどのように創設し、維持・運営に係るコストは誰がどのように負担するのか、特に人材と財源の問題が解決されなければ、窓口組織は成立しません。

窓口組織なくして、制度化はありませんが、その成立には既存の著作権等管理事業者等のリソースが欠かせず、既存の著作権等管理事業者への影響も少なからず考えられます。

4-2 各論点の整理について(意見無しの場合こちらにチェック(☑)を記入 → \_\_\_\_\_)

##### 【回答】

##### ① 所有者不明土地に係る民法等の規律の整理との関係について

改正民法では、制度利用の申立ては、不利益を被るおそれがある隣接地の所有者や公共事業実施者等特定の利害関係人に限られ、裁判所の決定を必要とします。むしろ、有体物であるからこそその方策であると思います。土地等は、公共性においてもコストの規模においても、著作物とは大きく異なります。

一方、著作物の利用を円滑にする仕組みにおいて、制度利用の申立てを利害関係人に限定したり、裁判所または公的機関の決定を想定したりするのは、制度の趣旨とは相入れず、検討には及ばないと思います。

##### ② 「意思表示」について

著作物の利用は「著作物の利用の可否」の意思表示のみで行えるほど単純なものではなく、利用の度に権利者に条件的合意を含む許諾を得て利用するのが原則です。

連絡先が判明しているにも関わらず、連絡を試みても返答がない場合や、複数の権利者がいる著作物についてそのうちの一部の者のみから回答が得られないために利用が適わない場合等について、新しい権利処理における暫定的な利用プロセスに

入ることを可能とする意見がありますが、そのような場合等に、権利者の意思表示がされていない、とみなす法的根拠が必要だと思えます。

但し、そのような権利者の意思表示を超越可能な立法措置には同意できません。

4-3 著作物の分野に応じた意思表示等の取組について、事例があれば参考として教えてください。

**【回答】**

撮影等を目的に関係者に頒布される、いわゆる印刷台本には「この本は非売品であり、番組制作を目的として貸与された物です。番組制作に関係のない第三者に譲渡・転売するなど上記目的以外の一切の使用を厳禁します」等の記載があります。

以上

## 第 22 期法制度小委員会における審議事項への意見

団体名：協同組合日本シナリオ作家協会

※3 ページ程度で記入をお願いいたします。回答欄中にある例は回答時に削除ください。

※別途発表で使用する資料を御提出していただいてもかまいませんが、本資料も御提出ください。

## 1. 研究目的に係る権利制限規定の検討について

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

## 【回答】

「著作権法第 32 条、第 38 条等をはじめとする著作権制度の普及啓発の実施」と「令和 3 年改正による図書館関係の権利制限規定の見直し等の運用状況をフォローする」については賛成。

「現在検討を進めている簡素で一元的な権利処理方策と対価還元に係る新しい権利処理方策による対応」については「審議事項 4」で後述するとおり「新しい権利処理方策」案に賛成できかねる部分があることと、どのように関連付けて検討するのか具体的な内容が不明なため、回答を控えたい。

## 2. 立法・行政のデジタル化に対応した内部資料の公衆送信等について

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

## 【回答】

①は賛成。②は見直しの議論が必要であることには賛成するが、著作物の利用方法によっては著作者の権利を不当に害するおそれがあり、慎重な検討が必要である。

## 3. 損害賠償額の算定方法の見直しについて

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

## 【回答】

対応 (案) に賛成。

## 4. 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元の制度化イメージについて

4-1 制度化イメージについて(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

【回答】

現行の裁定制度の延長線にある案と捉えられ、方向性にはある程度賛成できるが、「窓口組織」は、実質的には拡大集中許諾制度における集中管理団体のように第三者が自由に他人の著作物の利用許諾を行えることから、法的正当性が確保できるかが疑問である。

著作権者不明の問題については、新たな制度化をはかる前に、あくまでも現行の裁定制度の改善に取り組むことを検討していただきたい。

裁定制度の大きな課題は、文化庁内での審査時間の問題と、補償金供託の煩雑さにあると考える。前者については、文化庁内で専門部局の設置と適切な人数の専門の人員を配置し、後者については手続きの簡便化をはかることで課題を解決することを検討していただきたい。

なお、「簡素で一元的な権利処理」の目的としては、あくまでも「権利者・所在不明作品」の権利処理の問題解決にあることとして、アウトサイダー全体の権利処理までも担うことが可能な制度とすることは避けていただきたい。過度な一元的な集中管理により、既存の各集中管理団体の構成員となる可能性のある者が非構成員のままであることに満足することで、将来的に各団体の構成員が減少し、団体の維持が困難となり、却って集中管理の抑制を招くことを懸念する。

そもそも「権利者・所在不明作品」の問題は、集中管理団体のカバー率を上げることが一番の解決策であり、当協会としても努力を惜しまないが、今回の方策が却って各団体のカバー率を下げる要因となることを避けていただくよう強く要望する。

4-2 各論点の整理について（意見無しの場合こちらにチェック（）を記入 → \_\_\_\_\_）

【回答】

<考え方>

○今般の新しい権利処理について、著作権者の意思を尊重しつつ、一定の要件・一定の対価の支払いを前提に利用を可能にする仕組みを検討することは不可能ではない。

→意思表示がされていない著作物については、「著作者の意思を尊重」することは不可能である。既存の裁定制度とは異なる、権利制限を伴う新しい権利処理案には反対である。

○著作権者等の利益を不当に害することのないように留意しつつ、ニーズや公益性、そのための一定の要件に焦点を当てて検討する。

→新しい権利処理案は、意思表示がされなければ、実質的には第三者が自由に著作物を使うことができる制度案であり、利用を望まない著作権者がいた場合、著作権者等



の利益を不当に害することは明白である。

#### ○近年制度化されたいわゆる所有者不明土地の利用の円滑化

→問題点として共通する部分があるものの、著作権者不明の問題と所有者不明土地の問題について同列に論じるべきではない。所有者不明土地には人格権はない。

#### <権利者不明・所在不明>

##### ○利用者・窓口組織において分野横断権利情報データベースの検索を行うこと

→データベースの構築には賛成するが、行政側で各分野間のとりまとめと、構築と維持に係わる費用面の負担を強く望む。

#### <「意思表示」がされていない場合>

○「意思表示」の有無の判断については、著作権者の意思を尊重する観点からはその意思を確認できる機会を確保することが重要である。「意思表示」については、著作物の種類やその公表・流通形態により様々であるが、著作物の利用可否のみならず、利用許諾に係る申請連絡先や、その権利の所在が示されている場合も想定される。

○意思表示をしやすくするなどの仕組みや環境を整えることを考える必要があるか。

→環境を整えることに賛成する。今後も権利者不明作品が増えていくことは明らかであり、仕組みの策定が必須である。

#### <使用料相当額に当たる利用料>

○「使用料相当額」については、窓口組織が著作権等管理事業者等の協力を得て、利用者側の意見を考慮しつつ定めることとしてはどうか。

→現在の裁定制度においても、供託する補償金の算定の際、著作権等管理事業者等が協力をしているが、今後裁定制度の利便性を高めて「コンテンツ創作の好循環」によって権利者・所在不明作品の利用が増えるのであれば、負担を考慮して手数料などの対価を発生させる仕組みを検討していただきたい。

<暫定的な利用（仮称）について>ならびに<暫定的ではない本利用を認めることについて>

##### ○ 暫定的な利用（仮称）

→「暫定的」とはいうものの実質は本利用と同等であり、明らかな権利制限であり、案に反対である。

#### <オプトアウト>

○ 新しい権利処理の仕組みを活用しない意思を表明する、いわゆる「オプトアウト」は、個々の著作物毎に行うこととすると、かえって煩雑になりかねない。著作権者の利便性や意思の尊重に鑑み、例えば著作権者単位による簡易で包括的なオプトアウトの仕

組みをDBの活用等を含めて検討する。

→案に反対である。

著作者の意思によって、あるいは契約書の内容次第で、著作物ごとに利用を許諾できるものとできないものがある。それに加えて利用のされ方次第でも事情が異なってくる。著作権者単位でのオプトアウトは「著作権者の利便性」は鑑みることができても「意思の尊重」を鑑みることにはできない。

<窓口組織の役割>

○ 今般の新しい権利処理の仕組み

→窓口組織は、実質的には拡大集中許諾制度における集中管理団体と実質的には同じであり、案に反対である。

<翻案等を伴う利用>

○ 翻案等を伴う利用を可能とするべきである。ただし、その際は、同一性保持権等にも留意した適切かつ柔軟な運用が望まれる。

→著作者の意思が確認できない利用については、当然ながら同一性保持権等にも十分な留意が必要であり、「かつ柔軟な運用」という考え方を取り入れることには反対である。

<所有者不明土地に係る民法等の規律の整理との関係>

○ 「民事基本法制の見直しにおいて所有者不明土地・建物等について利用円滑化が図られたこと及びその際の考え方は、新しい権利処理の仕組みの創設においても参考になると考えられる。

→前述のとおり、問題点として共通する部分があるものの、解決ための考え方を参考にはしていけないと考える。

4-3 著作物の分野に応じた意思表示等の取組について、事例があれば参考として教えてください。

【回答】

脚本の分野では、脚本集が出版された際や、著作者個人が自身のホームページで著作物を掲載した際に無断転載禁止の記載をする程度であり、著作権者が表立って意思表示することは稀である。

一方で、脚本契約を結ぶ際に、契約書での意思表示として、著作者人格権の不行使条項の記載を発注者側から強要されるケースが目立っており、大変憂慮をしている。

## 第 22 期法制度小委員会における審議事項への意見

## 団体名：一般社団法人日本写真著作権協会

※3 ページ程度で記入をお願いいたします。回答欄中にある例は回答時に削除ください。

※別途発表で使用する資料を御提出していただいてもかまいませんが、本資料も御提出ください。

## 1. 研究目的に係る権利制限規定の検討について

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

## 【回答】

- ・対応 (案) に賛成。
- ・研究目的に係る著作物利用については、現行法上も一定の権利制限規定が存在するところであるが、元来、何をもち「研究目的」と解されるのか、その範囲は必ずしも明確ではなく、安易に権利制限の範囲を広げることには反対。
- ・一方で、著作物利用にあたって手続きが煩雑、権利者探索コストがかかりすぎるといふ課題があるのは明白であり、こうした課題の解決に向け、権利者団体においてもこれまでの考え方や認識につき改めるべきところは改め、一元的な権利処理スキームの構築に向けた具体的な検討を民間主体で進めていくべき。

## 2. 立法・行政のデジタル化に対応した内部資料の公衆送信等について

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

## 【回答】

- ・対応 (案) について、さらに検討を深めていくことが必要。
- ・「ライセンス市場等の既存ビジネスを阻害しない」よう留意するとあるところ、既存のライセンスビジネスには新聞のクリッピングサービスや電子ジャーナルなど様々な形態があるので、それらのビジネスに与える将来的な影響についても考慮しつつ、整理しながら丁寧に議論を進めるほか、条文上の解釈についても十分に検討を深めた上で所要の結論を出す必要があると考える。

## 3. 損害賠償額の算定方法の見直しについて

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

## 【回答】

- ・対応 (案) に賛成。
- ・特許権等の知的財産法体系との整合性を取るという意味においても、また、侵害を受けた著作権者等の経済的逸失利益の回復に係る実効性確保という意味においても妥当な法改正と考える。

#### 4. 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元の制度化イメージについて

4-1 制度化イメージについて(意見無しの場合こちらにチェック(☑)を記入 → \_\_\_\_\_)

##### 【回答】

・あくまでも「イメージ」として示されているので今後さらに具体的に検討されるものと認識しているが、「著作権ビジネスに対する影響」について、より丁寧に議論していくことが必要。

・例えば、①現状種々多様な著作物に応じてビジネスが展開され長年の慣行が形成されている中で、どの程度の分野を包含した制度構築を目指すのか、②窓口組織の体制、財政の在り方(設立・運営コストの負担主体等)、管理運営の在り方などの実務上の課題に対してどのように取り組んでいくのかなどについて、十分に留意しながら議論、検討を深めて頂きたい(法制小委においては、制度面から議論することになることは理解するが、制度論と実務上の課題は、実際は切り離すことができないのであって、全体的な検討にあたっては、実務に与える影響についても十分ご留意頂きたい)。

・なお、視覚芸術分野に関して付言すると、現状では権利者情報に係る集中的なデータベース管理が行われていないことから、新たに「視覚芸術振興協議会(Visual Art Promotion Conference: VAP)」を設立し、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会の共通目的事業基金を活用してデータベースを構築することとしているところであり、こうした民間における取組みに対しても十分に留意して頂きたい。

4-2 各論点の整理について(意見無しの場合こちらにチェック(☑)を記入 → \_\_\_\_\_)

##### 【回答】

<考え方>

・本資料中「他人の財産について第三者が許諾を行うことができるとする法的正当性についての説明が難しい」との記述があるが、窓口組織の在り方について具体的な議論を行い、既存の権利者団体等の関係団体と窓口組織との関係が整理されて初めて、法的正当性について説明することが可能になるのではないかと考える。

<権利者不明・所在不明>

・現行制度については、これまでも利用者の探索コストの軽減と権利者の保護という観点から見直しが行われてきているところである。こうした見直しに対する評価や、探索コストのさらなる軽減によるコンテンツビジネスへの影響について、更に検討を深めて頂きたい。

<「意思表示」が示されていない場合>

・「意思表示」に関しては、本資料はいわゆる「権利者情報」が示されていることをもって「意思表示」としているが、現行実務上は、少なくとも視覚芸術分野に関して言えば、おおよそ全ての著作物について「意思表示」がなされておらず、本制度の対象が広範多岐にわたり、既存の権利者ビジネスに大きな影響を与えることが予想される。

・なお、出版物における権利者情報の記載についてはこれまでも課題であり続けており、今後はネット上の利用も含め権利者情報が記載されるよう取組みを進め、「意思表示」が慣行のみならず仕組みとしても担保されることが重要であると考え（換言すると、こうした担保がないと、本制度構築後の運用にあたって支障が生じるのではないかと考える）。

#### <使用料相当額に当たる利用料>

・窓口組織の法的性格の在り方とも関連するが、使用料相当額の決定は重要な行為であるため、当該額の正当性や決定に至るプロセスの公正性等について留意するとともに、権利者、利用者双方の負担が軽減される方向で検討を深めて頂きたい。

・また、「著作権等管理事業者等の協力を得て」とあるが、後述する<遡及効>との関連においても、仮に本制度が運用されることになった場合、多くの利用申請が行われることが予想されるところ、その場合に発生する「協力」事務に係るコストについても十分に留意する必要があると考える。

#### <窓口組織の役割>

・先述した通り、窓口組織の体制、財政上の課題（新組織を設立・運営する際のコスト負担の在り方や、財政的な継続性（収支バランスの継続性）など）、管理運営上の課題などの実務面での課題があるので、法制小委における制度面に係る検討を深めるにあたっては、こうした実務上の課題があることに留意しながら進めて頂きたい。

#### <遡及効>

・遡及効とせざるを得ないことについては一定程度理解するが、先述したとおり、仮に遡及効にした場合、「意思表示」の問題と相まって多くの利用申請がなされることが予想されるところであり、集中的なデータベースが構築されていない分野における経済的利益に与えるインパクトについてもご留意頂きたい。

#### <オプトアウト>

・同一著作者（著作権者）であっても、自ら創作した個々の著作物における個々利用に係る考え方はそれぞれであると考えられるところ、こうした面に配慮頂きたい。

#### <所有者不明土地に係る民法等の規律の整理との関係>

・本資料中、「著作権法においては「文化的所産の公正な利用」が目的規定に掲げられ（1条）」とあるが、同条では、あくまでも「公正な利用」に「留意しつつ」と規定されているのであって、同条の本質は「著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする」（下線筆者）ものであることにご留意頂きたい。

・利用の円滑化に向けて議論を深めることは重要であると考えるが、既存ビジネスや権利者の経済上の逸失利益に対する考察を更に深めて頂き、丁寧なご議論を頂きたい。

・また、本資料中にもあるとおり、著作権は知的財産権であり、土地等の有体物利用とはその利用の在り方が本質的に異なるため、日本国内の利用者のみならず、海外企業の日本法人や外国法人、外国人個人も本制度を活用して広く著作物を利用することが可能である。そのため、海外における日本のコンテンツビジネスに対する経済的影響についても十分に考慮する必要があると考える。

4-3 著作物の分野に応じた意思表示等の取組について、事例があれば参考として教えてください。

**【回答】**

- ・上記の＜「意思表示」が示されていない場合＞において記述したとおり。

(以上)

## 第 22 期法制度小委員会における審議事項への意見

団体名：一般社団法人 日本ネットクリエイター協会

※3 ページ程度で記入をお願いいたします。回答欄中にある例は回答時に削除ください。

※別途発表で使用する資料を御提出していただいてもかまいませんが、本資料も御提出ください。

## 1. 研究目的に係る権利制限規定の検討について

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → ☑)

## 2. 立法・行政のデジタル化に対応した内部資料の公衆送信等について

(意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → ☑)

## 3. 損害賠償額の算定方法の見直しについて

## 【回答】

『算定方法の見直しそのものには異論はないが、当該算定を行っていくための「(検討しなければいけない) 論点」の洗い出し、および、その論点に基づいての「議論」を「より慎重」に、かつ(使用者動向の変化、違法サイトの変化、コンテンツの変化を加味して)「継続的」に実施していただきたいと同時に、それらの「検証」、および、一般利用者への解りやすい「告知」にも注力していただきたいと感じている。』

「著作物使用者の立場」からの意見としては、当該事項の根底にある「違法で視聴された回数分だけ、本来は販売される可能性があった」「その違法サイトが無ければ他の商品展開も行えたはずだ」という考え方について様々な異論なり反論があったと感じています。

それらはよく言われる「無料だから閲覧しただけで、有料コンテンツしかなかったら初めから購入しないのではないか」とか「無料閲覧したことで、有料コンテンツを購入する動機づけとなった場合もあるだろう」のような意見です。

実際には、これらの疑問を加味された上で、裁判などでは「被害賠償額」総額が算出されていることを(今回の件で勉強をさせていただき)理解をしましたが、やはり、その根幹にある「論点の洗い出し」「それを基にした議論」を「より慎重にかつ継続的に行う」ことの必要性、および、それらに関する「解りやすい告知活動」の重要性を感じております。

また「著作物製作者の立場」からは、実際に自分たちのコンテンツが違法サイトに上がった場合の「被害根拠の提示」が、実際にはかなり難しいということも気になっています。

これについて是非、今後の検討課題としていただきたいと感じています。

さらに「違法サイト」そのものを取り締まるための「法整備」、そして、違法サイト利用者を無くすための「著作権に対する教育の充実」も合わせて重要な課題だと信じています。

#### 4. 簡素で一元的な権利処理方策と対価還元の制度化イメージについて

4-1 制度化イメージについて(意見無しの場合こちらにチェック(☑)を記入 → \_\_\_\_\_)

##### 【回答】

基本賛成ですが、下記の事項のご検討を希望します。

1. 資料記載の「事前相談窓口」→「調査・検索」→「支払い等」に関しては、Web上で一括で行えること。

文字通りの“対面”“電話”を前提にしたものではなく、“ウェブ上での記載”“チャット”などでの対応をメインとしていただければと思います。

2. 何よりもまずは「著作物 DB」に「著作者が自らの意思で登録できる仕組み」「既存の DB を検索できる仕組み」を構築することが大切です。

特に後者についての必要性を記載します。

実は有名な UGC の場合、既に「作品や作品情報がネット上のサーバーにアップされている」場合が多く、使用希望者から「著作権者が不明」と判断された場合でも、単にその使用希望者が「ネット上で情報を探す能力がなかった」だけという場合も少なくありません。

そこで、「ネット上に散在する『コンテンツが登録されている DB (もしくは DB として使用できるサイト)』から、当該情報を『横断的』に検索できる仕組みの構築」、あるいは「ネット上に散在するそれら DB から情報を吸い上げて『統一 DB』に登録する仕組みの構築」も必要だと考えています。

3. 徴収した使用料を著作権者に変換する仕組みについての検討も大切です。

たとえば UGC クリエイターにはそれぞれ「自分にとって定番のサイト」がある場合が多く、その「サイト」には既に「金銭の分配を行う仕組み」が備わっている場合も少なくありません。

そうした「既存のサイトの金銭分配の仕組み」との積極的な連動を是非、ご検討お願いいたします。

4. UGC (のコンテンツ) をもっと知ってもらい、活用してもらおう仕組みの構築も必要だと思います。

使用者の中には「UGC は非合法的な著作物だ」という誤った認識を持った方もいらっしゃいます。(とある番組で、著名な評論家の方が「ネットで出回っている曲はパクリものがほとんどだ」というような発言をされていたこともありました。)

そこで、「大手メディアの楽曲使用者に対する啓蒙活動」が必要だと感じています。

また放送ディレクターなどが「使ってみたい」と思っても、「どこで手に入れて良いの



か解らない」という場合もあります。単なる「楽曲情報検索 DB」ではなく、**実際に DL できる仕組み (DL できるサイトの URL の表記を記載など)**が必要だと思います。

5. UGC クリエイター、UGC 二次創作者 (一次著作物の利用者)、UGC 投稿サイト運営者などへの十二分な告知が大前提です。

特に「UGC クリエイター」や「UGC 二次創作者」は、著作権の知識だけでなく、「そもそも行政機関でこのような取り組みを行っていること」すらちゃんと把握できていない方が多いようです。

新聞記事やテレビでの報道だけでなく、たとえば動画配信サイトへの大規模動画広告の露出や、ニュース記事の掲載など、UGC クリエイターたちが「**普段いる場所**」への告知がとても必要です。

4-2 各論点の整理について (意見無しの場合こちらにチェック (☑) を記入 → \_\_\_\_\_)

【回答】

これに関しては、↑の 4-1 でも触れているので割愛します。

4-3 著作物の分野に応じた意思表示等の取組について、事例があれば参考として教えてください。

【回答】

クリプトン・フューチャー・メディア株式会社が運営の「ピアプロ」や、株式会社ドワンゴが運営する「ニコニコモンズ」、ピクシブ株式会社が運営する「pixiv」などには、数多くの (そして多種カテゴリーの) コンテンツが登録されており、かつ、その使用方法や条件などについても記載がされています。これらは「UGC の使用方法における意思表示の事例」として、たいへん参考になると思います。

※これらのサービスを「そのまま」公式な DB へ移行することはできないかもしれませんが、こうした「既存の UGC データベース」を上手に活用することにはとても大きな意味があると思います。